

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和8年度の保険料額表（協会けんぽ）が公開されました

今月は、協会けんぽから公開された令和8年度保険料額表と新たに追加された子ども・子育て支援金についてご案内いたします。

■ 令和8年度の保険料額表（協会けんぽ）

令和8年度の都道府県別健康保険料率及び介護保険料率が公開されました。
令和7年の都道府県別健康保険料率及び介護保険料率と比較をすると以下のような変更点があります。

- 全国平均については**9.90%**となり、令和7年度の10.0%から0.1%の引き下げ
- 介護保険料率は**1.59%**→**1.62%**に引き上げ

東京都の令和8年度の健康保険料率及び介護保険料率は以下のとおりとなります。

	令和7年度		令和8年度
健康保険料率 (東京都)	9.91%		9.85% (0.06%の引き下げ)
介護保険料率 (全国一律)	1.59%		1.62% (0.03%の引き上げ)

■ 新たに追加された子ども・子育て支援金の控除について

2026年4月分（5月支給分）より、新たに少子化対策の財源として創設された「子ども・子育て支援金」の給与控除が開始されます。この子ども・子育て支援金については事業主と折半負担となり、給与および賞与から医療保険料に上乗せして徴収され、こども家庭庁の施策に充てられます。

なお、子ども・子育て支援金の令和8年度の料率は**0.23%**となります。

社会保険料を翌月徴収されている企業様におかれましては、4月支給分給与から健康保険料および介護保険料※が、5月支給分給与から新たに子ども・子育て支援金が適用されます。控除誤りや控除漏れがないよう、ご注意ください。

※3月支給分の賞与については、新保険料額表（健康保険料・介護保険料）が適用されます。

参考：協会けんぽ「令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r08/r8ryougakuhyou3gatukara/>

こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

◆3月の労務スケジュール

～3/31 2月分社会保険料納付

～3/10 2月分源泉徴収税額住民税額の納付